

—令和6年度—

滝沢市認可外保育施設保育料給付金申請案内

1 申請にあたって

国制度による無償化の対象とならない0歳児から2歳児までの認可外保育施設を利用する子どもの保育料について、給付金を支給します。

3歳児から5歳児まで及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯で認可外保育施設を利用する子どもの保育料については、従来どおり国の無償化による手続きをお願いします。

給付金の対象となるためには「3 申請方法」に従い、申請を行い、保育の必要性が認められる必要があります。

なお、「3 申請方法」に従い、申請を行ったとしても保育の必要性が認められない場合は、給付金の対象となりません。

2 給付金の内容

(1) 支給対象児童

次の要件全てに当てはまる児童の保護者

ア 0歳児から2歳児クラスまでの児童であること。

※満3歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある児童

イ 属する世帯の第2子以降の児童であること。

※年齢にかかわらず、保護者が監護(生計管理)している子のうち最年長者を除く児童が該当します。

(2) 支給対象保護者

次の要件全てに当てはまる児童の保護者

ア 就労、疾病、求職活動中などのため、日中家庭で子どもの保育ができず、保育の必要性を有する世帯であること。

イ 滝沢市に住民登録を有していること。

ウ ほかの制度で保育料について補助や軽減を受けていないこと。

(3) 対象となる経費

認可外保育施設に支払う保育料

※延長保育、一時預かり、教材費、給食費等の保育料とは別に徴収されている経費は支給の対象となりません。

(4) 支給額

保護者が認可外保育施設に支払った額(令和5年4月分から)。ひと月当たり42,000円を上限とします。

3 申請方法

(1) 申請書類の配布場所

①市子育て課

②市ホームページ(一部書類のみ配布)

(2) 受付場所

市子育て課(滝沢市役所 本庁舎④番窓口)

※窓口のみの受付。書類に不備がある場合は受付できません。

※東部出張所では受け付けておりません。

(3) 受付時間

平日8時30分～17時15分まで

※窓口の混雑状況によっては、書類のチェックに時間がかかることがあり、お待ちいただくことがあります。提出には、日にち・時間に余裕をもって来庁いただきますようお願いいたします。

(4) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定には、次の保育を必要とする理由が考慮されます。

保育を必要とする理由

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと（出産予定日を基準とし産前8週、出産日を基準とし産後8週）。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 求職活動をしていること（ただし、3か月以内に要件を満たす就労をされなかった場合、それ以降は無償化対象外となります。）。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
- ⑩ 滝沢市福祉事務所長が認める①～⑨に類する状態にあること。

保育を必要とする理由については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行います（「(5) 申請に必要な書類 家庭の状況を確認する書類」参照）。

※「就労」は、月48時間以上が常態であることが最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中と同様の取り扱いとなります。1年度内で求職活動を理由に認定を受けられる期間（求職猶予期間）は、3か月までです。

(5) 申請に必要な書類

①全世帯

- 滝沢市認可外保育施設保育料給付金支給認定申請書（申請児童1人につき1枚）
（市子育て課又は市ホームページからダウンロード）
- 家庭の状況を確認する書類



◆保護者について、下表いずれかの提出書類及び添付書類が必要です（1世帯につき各1部）。

※単身赴任等で別居中の方も、上記書類が必要です。ただし、住民票上別居中かつ離婚調停中の場合は配偶者の書類を省略できますのでご相談ください。

状 況	提出書類	添付書類
会社に雇用されている （休業中の方も必要です。休業からの復職の場合は、必ず復職日の記載があるものをご提出ください。）	就労証明書[※]	<ul style="list-style-type: none"> ・本人加入の健康保険証の写し（滝沢市より交付される国民健康保険証は不可） ・雇用先からの健康保険証の交付が無い方は、直近の給与明細の写し ・新規採用者は、採用決定通知・雇用契約書の写し
自営業をしている （事業・農業・酪農等）		<ul style="list-style-type: none"> ・中心者（事業主）の確定申告書（控）の写し ・新規事業開始の場合、事業開廃業届出書控、営業許可証の写し等
内職をしている		<ul style="list-style-type: none"> ・受注請書及び直近給与明細の写し ・新規の場合、雇用契約書等の写し
仕事を探している（求職中）	求職活動等申告書 [※]	
単身赴任をしている	アパート等の賃貸借契約書の写し、在寮証明書、公共料金明細書の写し等	

出産の前後	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載ページ）	
疾病等	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	障害者手帳等の写し
	要介護 4～5 の方	介護保険被保険者証の写し
	特別児童扶養手当 1 級の方	特別児童扶養手当証書の写し
	上記以外の病気、障がい者、 要介護者等の方	診断書（世帯員用）[※]
同居親族等の看護・介護	看護・介護が必要な方の診断書（世帯員用）[※]	
就学、職業訓練校等	学生証又は在学証明書の写し及び日数・時間のわかる授業日程表 （内定者は、合格通知書の写し、及び授業日程表）	

[※] 市の指定する様式を使用してください。就労証明書は、証明日が提出月を含めた3か月以内（10月提出であれば8月1日以降）のものに限ります。

②該当者のみ

離婚調停中 （住民票上も別居中の場合）	調停の事実が確認できるもの（調停期日通知書の写し等）及び本人の申立書
ひとり親・生活保護世帯	「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭医療費受給者証」 「生活保護受給証明書」又は「生活保護変更通知書」
滝沢市に転入予定の方	アパート等の賃貸契約書の写し又は土地売買契約書の写し等

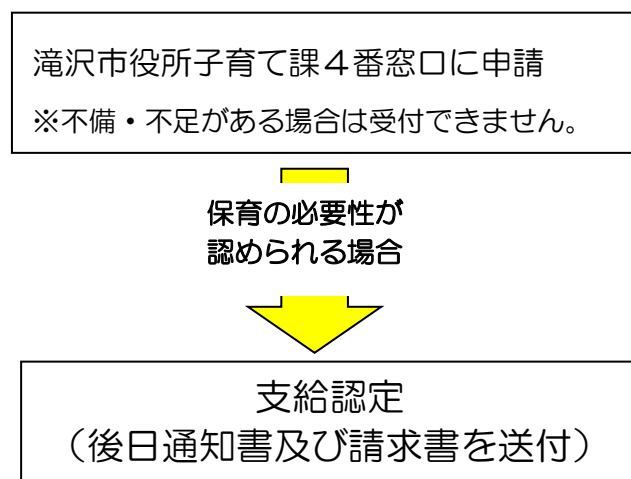
[※]市の指定する様式を使用してください。

(6) 支給認定後の各種届出について

支給認定後も、住所や就労状況等、家庭状況に変更があった場合は必ず届出が必要です。各種届出書がありますので子育て課へお問い合わせのうえ、速やかに手続きをお願いします。

【例】保護者が退職した、就労先が変わった、妊娠した等

4 申請から認定までの流れ



5 請求から支給までの流れ

(1) 手続の流れ

- ① 保護者が認可外保育施設に保育料を支払い、認可外保育施設は保護者に領収書を発行
- ② 保護者が滝沢市子育て課に請求書及び添付書類を提出
- ③ 滝沢市子育て課から保育料分（上限額あり）が指定口座に振り込み

(2) 請求に必要な書類

- ① 滝沢市認可外保育施設保育料給付金支給請求書（押印必要）
- ② 領収書の写し
- ③ 振込先口座情報が確認できる書類の写し（口座番号、名義人等が記載してある部分）
※申請者名義の通帳、キャッシュカードなど
- ④ 対象児童が属する世帯内の第2子以降であることが確認できるもの
※申請者と児童の関係が滝沢市の住民基本台帳で確認できない場合、住民票の写し等

(3) 請求期限

- ・令和6年7月～9月分：令和6年10月18日（金）
- ・令和6年10月～12月分：令和7年1月17日（金）
- ・令和7年1月～3月分：令和7年4月11日（金）